

# あわび・なまこを取り扱う事業者のみなさまへ

## (加工, 流通, 輸出入, 養殖, 小売, 宿泊及び飲食店事業者等)

令和4年12月1日から, あわび・なまこを販売, 加工及び輸出等をする事業者は県又は国(農林水産省)への届出が必要です。

届出なしに譲渡し等を行った場合は, 50万円以下の罰金に科せられる場合があります。

### 1 届出について

次の3項目について届出を行ってください。

- (1) 氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)及び住所
- (2) 事務所, 工場, 店舗, 事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類(あわび, なまこ)

### 2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書
- (2) 代理人が届出を行う場合は委任状等

### 3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者(事務所等が広島県にのみにある事業者)	広島県(農林水産局水産課)
広域事業者(事務所等が複数の都道府県にある事業者)	国(農林水産省)

### 4 届出方法

原則, 電子申請(eMAFF)で届出を行ってください。行政庁が受理後, 届出者へ事業者割振り番号が通知されます。

なお, eMAFFでの届出が困難である場合, 書面で届出を行ってください。

### 5 漁獲番号等の情報伝達

- ① 漁獲物の名称(あわび, なまこ)
- ② 重量又は数量
- ③ 譲渡した年月日
- ④ 譲渡した取扱事業者の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号

漁獲番号: 採捕者が譲渡しする際につける16桁の番号

荷口番号: 流通過程で荷口の統合・小分けをする際に, 取扱事業者で新たにつける16桁の番号

※裏面に納品伝票を活用した伝達例を記載していますので, 参考にご覧ください。

### 6 取引記録の作成・保存

#### (1) 取引記録内容

- ① 漁獲物の名称(あわび, なまこ)
- ② 重量又は数量
- ③ 譲受け, 譲渡し及び廃棄した年月日
- ④ 譲受け, 譲渡し先の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号

#### (2) 保存期間: **3年**

※裏面に請求書を活用した取引記録の作成・保存例を記載していますので, 参考にご覧ください。

## ◆ 納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日														
送り先 △△商事 住所 東京都港区〇〇〇〇-00 電話番号 03-1234-567	出荷者 〇〇水産 住所 広島市西区〇〇〇〇-00 電話番号 080-1234-567	荷口番号：5234567-221201-001														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>なまこ</td> <td>5kg</td> <td>5,000</td> <td>ロット番号 001</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		No.	品名	数量	金額	備考	1	なまこ	5kg	5,000	ロット番号 001	2		
No.	品名	数量	金額	備考												
1	なまこ	5kg	5,000	ロット番号 001												
2																

- ① 漁獲物の名称
- ② 重量又は数量
- ③ 譲渡し、引き渡しした年月日
- ④ 取扱事業者の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号

## ◆ 請求書を活用した取引記録の作成・保存例

請求書		2022年12月30日		
株式会社△△商事 御中 住所 東京都港区〇〇〇〇-00 電話番号 03-1234-567		12月請求分 45,000円 (税込)		
日付	品名	数量	金額	備考
12/5	なまこ	5kg	5,000	5234567221205001
12/10	あわび	3kg	15,000	5234567221210002
12/15	なまこ	10kg	10,000	5234567221215001
12/25	なまこ	15kg	15,000	5234567221225001
		有限会社〇〇水産 住所 広島市西区〇〇〇〇-00 電話番号 080-1234-567		

- ① 漁獲物の名称
- ② 重量又は数量
- ③ 譲渡し、引き渡しした年月日
- ④ 取扱事業者の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号又は荷口番号

※消費者へ直接譲渡し（販売，提供等）する場合，情報の伝達は不要ですが，譲受けた際（仕入れ）の取引記録の作成・保存は必要です。

## お問い合わせ及び届出先

農林水産局水産課  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
電話番号：082-513-3618  
ファックス：082-227-1579

◆ 制度の詳細については国のホームページをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



で検索

